

天理大学ふるさと会支部・部会の設立に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、会則第19条に基づき、支部および部会の設立に関することを定める。

(目的)

第2条 支部および部会は、本会との連携を密にし、会員（会友を含む）相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(支部・部会の設立)

第3条 会員は、前条の目的を遂行するために、つぎの各号の支部・部会を設けることができる。

- (1) 地域支部は、国内および海外の同じ地域に在住もしくは在勤する正会員で組織する。
- (2) 部会は、細則第4条第2号および第3号に定める設立主体に任意に所属する会員（特別会員、会友を含む）で組織する。

(支部・部会の設立基準)

第4条 本会の支部・部会の設立基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 地域支部は、原則として100名以上の会員を擁する都道府県および都道府県合同の地域を設立単位とする。ただし、行政区画や地域の事情により単独の市町村および複数の市町村によって設立することもできる。なお海外支部にあっては、この限りではない。
- (2) 職域部会は、原則として同じ職域・業種・職種に関係する30名以上の会員を擁するものとする。
- (3) 学域部会は、原則として同じ研究科・学部・学科・専攻・コースおよびクラブ・サークル、学寮などに関係する30名以上の会員を擁するものとする。

(支部・部会の名称)

第5条 地域支部の名称は、その都道府県名をつけて「天理大学ふるさと会〇〇支部」とする。

ただし、複数の都道府県が合同の場合や市町村単位の場合は、その地域名をつけることとする。

2. 職域部会の名称は、原則としてその職域名をつけて「天理大学ふるさと会〇〇部会」とする。

3. 学域部会の名称は、原則としてその研究科・学部・学科・専攻・コースおよびクラブ・サークル、学寮名をつけて「天理大学ふるさと会〇〇部会」とする。

(設立の申請)

第6条 支部および部会を設立するときは、設立発起人3名の連記による支部・部会設立申請書とあわせて会則・規約、役員名簿、会員名簿を事務局に提出し、代議員会の承認を得るものとする。

(設立の認可)

第7条 代議員会の承認を得た支部・部会は、本会の公認団体として登録され、機関誌、ホームページへの会合告知が可能となる。

(総会の開催と報告)

第8条 支部・部会は、原則として年1回総会を開催し、その結果を本会に報告するものとする。

(助成金の申請)

第9条 支部・部会は、総会などの活動にたいする助成金を受けるときは、所定の申請書を本会に提出するものとする。

(改廃)

第10条 本細則の改廃は、代議員会の議を経るものとする。

附 則

この細則は令和5（2023）年4月1日から施行する。